

六  
関自監貨第333号の4  
関自貨第978号の4  
関自保第219号の4  
令和元年10月31日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局

自動車監査指導部長

自動車交通部長

自動車技術安全部長



「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に  
係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長及び同局貨物課長並びに同局整備課長より別添  
のとおり通達があったので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

国自安第108号  
国自貨第71号  
国自整第158号  
令和元年10月31日

各地方運輸局(關東・近畿)自動車交通部長  
(関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長  
(公印省略)

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

今般、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について(平成25年3月29日付け国自安第161号、国自貨第128号、国自整第216号)」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遗漏なきよう取り計らわれたい。



国自安第108号の2  
国自貨第71号の2  
国自整第158号の2  
令和元年10月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自安第108号の2  
国自貨第71号の2  
国自整第158号の2  
令和元年10月31日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、地方実施機関に対し周知徹底を図られたい。

○ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等について  
(平成25年3月29日付け国自安第161号、国自貨第128号、国自整第216号)

新	日
<p>国自安第161号 国自貨第128号 国自整第216号 平成25年3月29日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 令和元年10月31日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 課・職運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課課長 自動車局整備課課長</p>	<p>国自安第161号 国自貨第128号 国自整第216号 平成25年3月29日 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 令和元年10月31日</p> <p>各地方運輸局自動車監査指導部長 殿 課・職運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課課長 自動車局整備課課長</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課課長 自動車局整備課課長</p>

### 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について

「自動車運送事業者に対する監査の見直しに係る中間とりまとめ」により、貨物自動車運送事業においては、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の巡回指導結果に係る情報について、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）が的確に管理し、効率的・効果的な監査等に活用することとされた。

このため、別添1のとおり、「全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）に対し、地方実施機関からのお届けの巡回指導結果に係る巡回指導結果を要請したところである。

貴職におかれでは、当該報告等に係る制度（以下「新制度」という。）の的確な運用のため、適切な報告等の受理及び監査の端緒管理、地方実施機関との定例会議の設置及び適切な運営等所要の措置を講じられた。

制度の概要 第1回

新制度において、地方実施機関から運輸支局及び沖縄総合事務局のこと。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1とのとおりである。貴職に対しては、別添1とあわせ、その詳細を以下のとおり補足して報言寺対象営業所連絡するので知りたまひ。

案事報速(1)

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告が行われる。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所以下のいざれかに該当する営業所。

(7) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(8) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所）

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理業者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない場合に該規則第31条の規定により整備管理者資格証を有している者が存在しておる、(7)においては、運行管理者の資格を有している者が存在しておる、また、(1)においては、整備管理者の手続が行われていない場合にあっても、それぞれの法令に基づく選任届出の手續が行われていない場合にあつては、速報事案に該当するので留意せん。

「定期点検」の実質は、定期的に行なわれる営業所の巡回である。巡回の範囲は、該施設に該当する営業所を対象とする。

「点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。  
7) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2. に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保管されていない旨

新制度の概要  
報告等対象営業所

新制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合事務局のこと。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1とあわせ、その詳細を以下のとおり補足して連絡するので知させたい。

案報事凍(1)

**二二二** 以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に  
対し、速やかに報告が行われる。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のはずかに該当する営業所。

(7) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号：以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(1) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所以下のいずれかに該当する営業所イ

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理運送事業者が提出されている運行管理者が全く存在していない運送事業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任により運送事業所に監督権限を有する者）に限り、

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理業者選任届出書が提出されている整備管理業者が全く存在していない場合（同規則第31条の3の規定により整備管理業者の選任が必要な営業所に限る。）なお、(7)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在しても、また、(1)においては、整備管理業者の資格を有している者が存在していても、それぞれの法令に基づく選任届出の手続が行われていない場合については、速報事案に該当するので留意されたい。

以下にいづれかに該当する営業所を全般に検査していかないと疑われる所である。「定期点検」は、いわゆる「定期点検」ではない。

(7) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理制度」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2.に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ）が全く保管されていないこと。

## 業所

- (1) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所  
工 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全ての項目が改善結果報告において未改善（一部未改善の場合は「E」と判定された営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所）である。
- (イ) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと  
(ア) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと  
(ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

### (2) 定期報告事業

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。  
なお、又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

- ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの  
(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの  
(イ) 巡回指導時に改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもの  
イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所  
ウ 運輸開始届出後の新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所  
エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

### (3) 相談事業

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。  
なお、又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。  
ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所  
イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所  
ウ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導時に改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

## 業所

- (1) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所  
（新設）

### (2) 定期報告事業

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。  
なお、又はイ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。  
ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの  
(ア) 巡回指導時に改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの  
(イ) 巡回指導時に改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもの  
イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所  
ウ 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所  
エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

### (3) 相談事業

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。  
なお、又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。  
ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所  
イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所  
ウ 巡回指導における総合評価で「D」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

## 工 その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

### 工 その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

#### 2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

##### (1) 速報事業

巡回指導日からおおむね 1 週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。  
なお、第 1. 1 (1) 工については、「巡回指導日から」を「改善結果報告期日から」に読み替える。

##### (2) 定期報告事業及び相談事業

1 ケ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事業又は相談事業に該当することとなつたものをとりまとめて報告又は相談する。

このため、相談事業を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月 1 回の開催を目処とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

## 第 2 本制度に係る留意事項

### 1 事業者に対する周知

速報事業にについては、対象事業者の改善措置を行つことなく運輸支局等へ報告することとなつていては、巡回指導業務に専従が生じないよう、事業者における新制度への十分な理解を得ることが重要である。  
地方運輸局及び運輸支局においては、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスマディア等を通じ、管下事業者全體に対し新制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的な推進事項について（平成 15 年 2 月 14 日付け国自賃第 100 号）別添の「協力依頼文書の例」については、令和元年 10 月 29 日付け別添 2 のとおり改正することとするとするので留意されたい。

### 2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあつた情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に連絡されたい。

### 3 データ分析の徹底

本制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、処分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、

効果検証を行うこととしているので留意されたい。  
なお、当該データの収集方法等については、「適正化事業実施機関との連携強化  
に係る報告件数等の報告要領について（平成25年10月8日付け国自貨第73  
号）」を参照し、適切に報告されたい。

効果検証を行うこととしているので留意されたい。  
なお、詳細なデータ収集・分析手法等については、追って通知する。

### 第3 本制度の適用

#### 1 速報事業

速報事業については、平成25年10月1日以後、適正化事業指導員による巡回  
指導が行われた営業所を対象とする。

#### 2 定期報告事業及び相談事業

定期報告事業及び相談事業については、平成25年10月1日以後、それぞれの  
規定する事業に該当することとなつた営業所を対象とする。

附 則（平成27年3月11日 国自安第240号、国自貨第86号、国自整  
第338号 一部改正）  
第1 1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の  
営業所について適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第263号、国自貨第185号、国自  
整第359号 一部改正）  
第1 1(2)ア(i)の規定及び別添2については、平成30年10月1日以降に巡回指  
導を実施される事業者に対して適用するものとする。

附 則（令和元年10月31日 国自安第108号、国自貨第71号、国自整  
第158号 一部改正）  
第1 この通達は、令和元年11月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して  
適用するものとする。

### 第3 新制度の適用

#### 1 速報事業

速報事業については、平成25年10月1日以後、適正化事業指導員により巡回  
指導を行われた営業所を対象とする。

#### 2 定期報告事業及び相談事業

定期報告事業及び相談事業については、平成25年10月1日以後、それぞれの  
規定する事業に該当することとなつた営業所を対象とする。

附 則（平成27年3月11日 国自安第240号、国自貨第86号、国自整  
第338号 一部改正）  
第1 1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の  
営業所について適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日 国自安第263号、国自貨第185号、国自  
整第359号 一部改正）  
第1 1(2)ア(i)の規定及び別添2については、平成30年10月1日以降に巡回指  
導を実施される事業者に対して適用するものとする。

国自安第161号  
国自貨第128号  
国自整第216号  
平成25年3月29日  
一部改正 平成27年3月11日  
一部改正 平成30年3月30日  
一部改正 令和元年10月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿 運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長  
自動車局整備課長

## 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に 係る巡回指導結果の報告等の強化について

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が実施する巡回指導の結果、悪質性の高い行為を行っている営業所については、本通達に基づき、適時・的確な報告等を行うよう、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に要請してきたところであるが、今般、貨物自動車運送事業のより一層の輸送の安全を図るために、巡回指導時における対応等について、下記のとおり、報告方法等を変更することとしたので、貴職におかれでは、本制度の的確な運用のため、引き続き、適切な報告等の受理及び監査の端緒管理、地方実施機関との定例会議の設置及び適切な運営等所要の措置を講じられたい。

### 記

## 第1 制度の概要

### 1 報告等対象営業所

本制度において、地方実施機関から運輸支局等（運輸支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に対する報告等が行われる対象営業所については、別添1のとおりである。貴職に対しては、別添1と併せ、その詳細を以下のとおり補足して連絡するので了知されたい。

#### (1) 速報事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、速やかに報告が行われる。

- ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。
- (ア) 点呼の実施記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第7条第5項に規定する記録のこと。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
- (イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所
- イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。
- (ア) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第3項（第35条第6項において準用する場合を含む。）及び安全規則第19条に規定する運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所（安全規則第18条第1項の規定により運行管理者の選任が必要な営業所に限る。）
- (イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第52条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第33条に規定する整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所（同規則第31条の3の規定により整備管理者の選任が必要な営業所に限る。）  
なお、(ア)においては、運行管理者資格者証を有している者が存在しても、また、(イ)においては、整備管理者の資格を有している者が存在しても、それぞれの法令に基づく選任届出の手続きが行われていない場合にあっては、速報事案に該当するので留意されたい。
- ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。なお、「定期点検」には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれることに留意すること。
- (ア) 道路運送車両法第49条に規定する点検整備記録簿（「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）記1-2.に規定する点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
- (イ) 上記点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所
- エ 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全ての項目が改善結果報告において未改善（一部未改善の場合を含む。）であった営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所
- (ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと
- (イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
- (ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

## (2) 定期報告事案

以下のいずれかに該当する営業所については、地方実施機関から運輸支局等に対し、一定の期間ごとに報告が行われる。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの（第1. 1 (1) エを除く。）

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善結果報告はあったが、その一部について改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所

エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入の場合を含む。）又は当該保険料を納付していない営業所

## (3) 相談事案

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等が定期的に開催する会議（以下「定例会議」という。）において、地方実施機関から個別に相談が行われる。

なお、ア又はイに掲げる営業所のうち、違法性の疑いが高いものについては、速やかに相談が行われる。

ア いわゆる「名義貸し」「白トラ利用」等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 安全規則又は道路運送車両法により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において相談が必要と判断する営業所

## 2 報告等の時期

地方実施機関から運輸支局等に対する報告等が行われる時期は、以下の点を勘案して、それぞれ定めるものとする。

### (1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間内に速報する。

なお、第1. 1 (1) エについては、「巡回指導日から」を「改善結果報告期日

から」に読み替える。

## (2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と地方実施機関が協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

このため、相談事案を協議するなどの場として運輸支局等に設置される定例会議の開催頻度については、少なくとも月1回の開催を目処とし、具体的な開催時期は運輸支局等及び地方実施機関において協議されたい。

## 第2 本制度に係る留意事項

### 1 事業者に対する周知

地方運輸局及び運輸支局においては、円滑な巡回指導業務が実施できるよう、都道府県トラック協会及び地方実施機関と連携しつつ、独自の工夫を凝らし、指導講習等各種の機会やマスメディア等を通じ、管下事業者に対し本制度の周知を図られたい。

なお、当該周知に資するため、「「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）」別添の「協力依頼文書の例」については、令和元年10月29日付け別添2のとおり改正することとするので留意されたい。

### 2 受理情報の処理結果の連絡の実施

地方実施機関から報告等のあった情報については、受理後の処理結果について、定例会議等を通じて、地方実施機関に対し連絡されたい。

### 3 データ分析の徹底

本制度については、区分ごとの報告等件数並びに監査件数、処分件数、地方実施機関への受理情報の処理結果の連絡件数等についてのデータ収集及び分析を行い、効果検証を行うこととしているので留意されたい。

なお、当該データの収集方法等については、「適正化事業実施機関との連携強化に係る報告件数等の報告要領について（平成25年10月8日付け国自貨第73号）」を参照し、適切に報告されたい。

## 第3 本制度の適用

### 1 速報事案

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員による巡回指導が行われた営業所を対象とする。

### 2 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの

規定する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

附 則 (平成27年3月11日 国自安第240号、国自貨第86号、国自整第338号 一部改正)

第1 1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の営業所について適用するものとする。

附 則 (平成30年3月30日 国自安第263号、国自貨第185号、国自整第359号 一部改正)

第1 1(2)ア(イ)の規定及び別添2については、平成30年10月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

附 則 (令和元年10月31日 国自安第108号、国自貨第71号、国自整第158号 一部改正)

第1 この通達は、令和元年11月1日以降に巡回指導を実施される事業者に対して適用するものとする。

【別添1】

国自貨第70号  
令和元年10月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について

貨物自動車運送事業法第39条第1号の規定に基づき適正化事業指導員が行った巡回指導結果については、同法第60条第2項の規定に基づき、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）から運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に対し報告をされているところであるが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保等を図るために、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めることとしたので了知願いたい。

また、本通達に基づく報告等に係る制度が的確に運用されるよう、貴機関から地方実施機関への通知、適正化事業指導員の育成等所要の措置の実施、事業者に対する周知徹底を図られたい。

なお、平成27年3月11日付け国自貨第86号の2により発出した同通達は、本日限り、廃止することとする。

### 記

#### 1 報告等対象営業所

##### (1) 悪質性の高い行為の見られた営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、別添様式により、速やかに運輸支局等に報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「速報・事案」という。）。

##### ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

##### (ア) 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所

(イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所

イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所（法令により選任が不要である営業所を除く。）。

(ア) 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所

(イ) 整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所

なお、運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の手続きが行われていない場合にあっては、速報事案に該当することとするので留意されたい。

ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。

(ア) 定期点検（いわゆる「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。以下同じ。）に係る点検整備記録簿（営業所に保存されている点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所

(イ) 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

エ 巡回指導における総合評価が「E」と判定された営業所のうち、以下の全ての項目が改善結果報告において未改善（一部未改善の場合を含む。）であった営業所、又は以下の項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所

(ア) 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと

(イ) 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと

(ウ) 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

(2) 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所等

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「定期報告事案」という。）。

なお、下記ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて報告を行われたい。

ア 巡回指導における総合評価で「E」と判定された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの（1 (1) エを除く。）

(ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善結果報告を行わないもの

(イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善結果報告はあったが、

- その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの
- イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所
  - ウ 新規巡回指導において、許可基準を逸脱するような悪質な事業計画違反が疑われる営業所
  - エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入の場合を含む。）又は当該保険料を納付していない営業所

(3) その他悪質性の高い法令違反が疑われる営業所等

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等において会議を定期的に開催するので、個別の事案として具体的に相談願いたい（以下、当該営業所に係る相談事案を「相談事案」という。）。

なお、下記ア又はイについて、違法性の疑いが高いと認められるものについては、速やかに相談願いたい。

- ア 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- イ 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所
- ウ 巡回指導における総合評価で「D」と判定された営業所のうち、巡回指導時に行つた改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- エ その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

## 2 報告等の時期

(1) 速報事案

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と協議して決定した期間内に速報する。

なお、(1)エについては、「巡回指導日から」を「改善結果報告期日から」に読み替える。

(2) 定期報告事案及び相談事案

1ヶ月を目処に運輸支局等と協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものをとりまとめて報告又は相談する。

## 3 留意事項

(1) 定例会議の運用

記1(3)の相談事案を協議するなどの場として、運輸支局等において地方実施機関との定例会議を最低月1回を目処に開催するので、この場を活

用して、本制度について的確な運営が図られるよう努められたい。

(2) 事業者に対する周知

本制度について、トラック協会会員の事業者のみならず、事業者全体に対する周知を行い、事業者の遵法意識の向上を図られたい。

なお、本制度の周知に資するため、運輸支局長等が発出する協力依頼文書（「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」のこと）について、所要の改正をするので留意されたい。

(3) 改善指導の徹底

本制度導入後においても、評価が低調な営業所に対しては、一義的には適正化事業指導員による指導を通じて、事業者の改善を図る必要性が高いものであることに留意願いたい。

(4) 適正化事業指導員の育成及び巡回指導の指針の改正

巡回指導の指針について所要の改正を行った上で、本制度の内容や実務上の手続き等について、各種研修や説明会等を通じて、適正化事業指導員の育成に努められたい。

(5) 報告等事案の管理の徹底

本制度により報告等された事案については、運輸支局等より定期的に処理結果等を回答することとしているので、報告等及び処理結果に係る件数、内容等のデータについて、運輸支局等と地方実施機関との間で齟齬がないよう、連携を密にし適切に情報管理を行われたい。

#### 4 本制度の適用

(1) 速報事案

速報事案については、令和元年11月1日以降、適正化事業指導員による巡回指導が行われた営業所を対象とする。

(2) 定期報告事案及び相談事案

定期報告事案及び相談事案については、令和元年11月1日以降、各規定に該当することとなった営業所を対象とする。

【別添様式】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸支局長 殿

〇〇地方貨物自動車運送適正化事業実施機関  
本部長 ○ ○ ○ ○

巡回指導に係る速報事案について

営業所	事業者番号	
	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	巡回指導時の対応者	
巡回指導日時		
巡回指導結果	A · B · C · D · E · その他	
担当巡回指導員		
速 報 事 項	<input type="checkbox"/> 点呼を全く実施していない <input type="checkbox"/> 点呼の実施記録が全くない <input type="checkbox"/> 点呼の実施記録簿はあるが記載が全くない <input type="checkbox"/> 選任された運行管理者が全くいない <input type="checkbox"/> 選任届出が出されていない <input type="checkbox"/> 選任届出はあるが該当者がいない <input type="checkbox"/> 選任された整備管理者が全くいない。 <input type="checkbox"/> 選任届出が出されていない <input type="checkbox"/> 選任届出はあるが該当者がいない <input type="checkbox"/> 定期点検を全く実施していない。 <input type="checkbox"/> 定期点検の記録が全くない <input type="checkbox"/> 定期点検の記録簿はあるが記載が全くない <input type="checkbox"/> 巡回指導における総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目のいずれにも未改善事項がある	
備 考		
※ 受理年月日		
※ 処理結果		
※ 地方実施機関への回答日		

※印は運輸支局等で記載

【別添2】

〇〇〇〇第  
令和 年 月 日 号

☆☆運輸株式会社  
代表取締役社長 □□ □□ 殿

〇〇運輸局〇〇運輸支局長  
〇〇 〇〇

適正化事業指導員の巡回指導について（通知）

〇〇県における貨物自動車輸送秩序の改善につきましては、従来より〇〇県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「〇〇県実施機関」といいます。〇〇県においては、〇〇社団法人〇〇県トラック協会が指定を受けています。）がこれに取り組んでおり、法律に基づく各事業所への巡回や広報啓発活動等を通じて、業務管理、運行管理等の指導等を行い、もってトラック事業の適正な実施に関して事業者各位による自律的な取組みがなされるよう図っているところであります。

つきましては、下記により、〇〇県実施機関の適正化事業指導員が貴社（〇〇営業所）を巡回することとしておりますので、関係帳票類を当日準備し閲覧させるなど、業務が円滑に実施できるようご協力をお願い申し上げます。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、この巡回指導を拒否したり、適正化事業指導員が求めた説明又は資料提出を拒否したりした場合には、当局による監査等必要な行政措置があること及び巡回指導結果については、後日、当局から〇〇県実施機関に対し報告を求めていることを申し添えます。

特に、①点呼を全くしていない、②選任された運行管理者又は整備管理者が全くいない、③定期点検を全く実施していない、④巡回指導における総合評価が「E」と判定され、点呼の実施が不適切であること等の指摘について、その後の改善結果報告において未改善であった場合などの悪質性が高い行為を〇〇県実施機関が確認した場合は、速やかに当局に通報するよう指示しておりますので、ご留意をお願いします。この度の巡回指導を、貴社のトラック事業をより一層適正に行うための機会とされ、今後とも事業の健全な発展を図られますようお願い申し上げます。

記

1 巡回年月日及び時間

令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～

2 巡回する適正化事業指導員

〇〇県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
適正化事業指導員 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

(適正化事業指導員は当日の状況により変更することがあります。)

(裏面に続きます。)

### 3 関連帳票類（直近事業年度又は直近月のもの）

#### (1) 許認可申請書及び同認可書等

経営許可申請書、登記簿謄本、事業計画変更認可申請書（事前届・事後届）

#### (2) 帳票類

##### ①業務関係

運転者台帳、運行管理規程、点呼記録簿・点呼執行要領、乗務記録（運転日報）、運行計画及び勤務割当表、乗務実績一覧表（拘束時間管理表）、乗務基準（特別積合せ事業に限る）、運行記録計による記録（チャート紙）、運行指示書、受注伝票、運行管理者・整備管理者選任（解任・変更）届出書、運行管理者資格者証、運行管理者研修（講習）手帳、整備管理者研修（講習）手帳、教育実施計画、運転記録証明書又は無事故無違反証明書、乗務員（運転者）指導記録簿、適性診断受診結果表、適性診断受診計画表、事故記録簿、自動車事故報告書、事業報告書・事業実績報告書（本社営業所（車両が配置されていない場合は、本社営業所に準ずる営業所）に限る）、事業概況報告書、役員変更届出書、車両台帳・自動車検査証の写し、整備管理規程等の規程類、点検整備記録簿、日常点検基準、日常点検表、定期点検基準、定期点検整備実施計画表、賃金台帳、健康診断書・健康診断記録簿、就業規則、36協定、出勤簿、労災保険加入台帳（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書）、雇用保険加入台帳（雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届）、健康保険加入台帳・厚生年金加入台帳（健康保険・厚生年金保険適用届、被保険者資格取得届）

##### ②経理関係

総勘定元帳、固定資産台帳、経費明細簿、リース契約書、現金出納帳、保険料領収証書等「社会保険料等を納付していることを証する書面」

##### ③運輸安全マネジメント関係

安全管理規程、安全管理規程設定（変更）届出書、安全統括管理者選任（解任）届出書  
※貨物自動車運送事業法第16条に定める規模以上の事業者の本社巡回に限る（車両が配置されていない場合は、本社営業所に準ずる営業所）。

#### (3) 自主点検表

巡回指導時に確認させていただきますので、事前にご記入下さい。

### 4 連絡先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇貨物自動車運送適正化事業実施機関 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抜粋）

（事業）

39条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令のに関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。

二～五 （略）

（説明又は資料提出の請求）

39条の3 地方実施機関は、前条の規定によるもののほか、地方適正化事業の実必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明資料の提出を求めることができる。

貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあったとき正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

地方実施機関＝地方貨物自動車運送適正化事業実施機関のことであり、〇〇〇においては、〇〇社団法人〇〇〇トラック協会が法律に基づき指定されている。